

こんな時こんなお支払いをします

<p>■ 自分が追突されて！</p> <p>・自分と同乗者がそれぞれ30日実通院した。</p> <p>(自分+同乗者) $2,250円 \times 2名 \times 30日 = 135,000円$ <u>をご契約者にお支払いします。</u></p>	<p>■ 歩行者を跳ねた事故を起こして！</p> <p>・事故日より180日以内に死亡した。</p> <p><u>3,000,000円を支払限度としてご契約者が負担した実費(香典等)をご契約者にお支払いします。</u></p>
<p>■ 追突事故を起こして！</p> <p>・相手2名(運転者と同乗者)がそれぞれ20日入院し、相手車両に2万円以上の損害があった。</p> <p>(相手) $4,500円 \times 2名 \times 20日 = 180,000円$ (対物) 30,000円 <u>30,000円と180,000円を支払限度としてご契約者が負担した実費をご契約者にお支払いします。</u></p>	<p>■ 自損事故を起こして！</p> <p>・自分と同乗者3人がそれぞれ10日入院した。 ・ガードレールを壊して20,000円以上の損害があった。</p> <p>(自分+同乗者) $4,500円 \times 4名 \times 10日 = 180,000円$ (対物) 30,000円 <u>合計210,000円をご契約者にお支払いします。</u></p>
<p>■ 出会い頭の事故を起こして！</p> <p>・相手1名(運転者)と自分もそれぞれ30日入院し、それぞれ10日実通院した。</p> <p>(自分) $4,500円 \times 30日 = 135,000円$ $2,250円 \times 10日 = 22,500円$ <u>合計157,500円をご契約者にお支払いします。</u> (相手) $4,500円 \times 30日 = 135,000円$ $2,250円 \times 10日 = 22,500円$ <u>合計157,500円を支払限度としてご契約者が負担した実費をご契約者にお支払します。</u></p>	<p>■ バイクと接触事故を起こして！</p> <p>・相手1名(運転者)が10日入院した。 ・相手のバイクに20,000円以上の損害があった。</p> <p>(相手) $4,500円 \times 1名 \times 10日 = 45,000円$ (対物) 30,000円 <u>30,000円と45,000円を支払限度としてご契約者が負担した実費をご契約者にお支払いします。</u></p>

◎掛金は口座振替による月払いで共済期間1年の自動更新契約ですが、月毎で途中解約ができます。

 [お気軽にお問い合わせください]

FAX送信票

FAX番号	052 - 322 - 5782
送信先	名古屋酒販協同組合 行

店名		代表者名	
住所			
電話	()		

※ご記入いただきましたお客様の情報は、この共済制度のご案内以外の目的には使用いたしません。

※ 自動車事故費用共済について

(いずれかに○印を付けてください)

1. 加入したい
2. 共済の詳しい説明を受けたい